

1 1 月定例教育委員会

参考資料

(令和7年11月21日)

議案

- 第14号 丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (教育総務課)・・・1頁
- 第15号 丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (教育総務課)・・・3頁
- 第17号 丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (学校給食センター)・・・18頁
- 第18号 丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を市長に提案することについて (子育て企画課)・・・24頁
- 第19号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を市長に提案することについて (保育教育課)・・・26頁

丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する
条例について

1 改正の趣旨

平成19年4月1日から施行された学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）により、特別支援学校制度が創設され、全ての子ども一人一人の教育的ニーズに応じて適切な支援を行うこととされました。

この改正に伴い、全国の多くの養護学校が「特別支援学校」又は「支援学校」へ校名の変更をされたところですが、篠山養護学校においては、創立当時の関係者、卒業生、保護者、歴代校長等の同校名への愛着等を踏まえ、変更せず今日に至っています。

しかしながら、令和6年度に創立50周年を迎え、新たなスタートを切るに当たり、特別支援教育に対する時代の変化及び地域社会のニーズに対応し、学校種の明確化と教育内容の進化を示すため、学校名変更への機運が高まりました。同校による在校生、保護者、卒業生、歴代校長等関係者への意見集約を経て、この度、同校学校運営協議会にて、親しみやすく柔らかなイメージが伝わるようひらがな表記を用いた「ささやま支援学校」へ学校名を変更する要望が取りまとめられました。

については、丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部改正を行います。

2 改正の概要

別表中「丹波篠山市立篠山養護学校」を「丹波篠山市立ささやま支援学校」に改めます。

3 施行期日

令和8年4月1日

現行

○丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例

平成11年4月1日

条例第81号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条の趣旨に則り設置する丹波篠山市立特別支援学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月16日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

名称	位置
丹波篠山市立篠山養護学校	丹波篠山市沢田120番地の1

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

学校薬剤師は、学校園における環境衛生の維持や園児児童生徒の健康を守るための業務を行っており、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に基づき、各学校、幼稚園、認定こども園に設置しています。

学校薬剤師の業務は、健康診断業務を行う学校医、学校歯科医とは異なり、園児児童生徒数にかかわらず一定であることから、基礎額に人数割を合算する従来の報酬の算定方法を見直し、定額に改めます。

なお、幼稚園は小学校に隣接しており、一体的に業務を行えること、また、認定こども園の施設の規模等を勘案して、学校、幼稚園、認定こども園ごとに報酬額を定めるものとします。

については、丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正します。

2 改正の概要

別表中、学校薬剤師の報酬の額を基礎額と人数割の合算から、学校、幼稚園、認定こども園ごとにそれぞれ定める額に改めます。

報酬の年額

【現行】

基礎額	31,000円
園児、児童、生徒1人につき	300円



【改正後】

学校1校につき	74,000円
幼稚園1園につき	37,000円
認定こども園1園につき	64,000円

3 施行期日

令和8年4月1日

○丹波篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
関する条例

平成11年4月1日
条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2
第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」
という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事
項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の計算)

第3条 新たに報酬を受ける非常勤の職員となったものは、月額を支給するも
のにあつてはその日から、年額を支給するものにあつてはその月から報酬を
支給する。

2 非常勤の職員の変更又はその他の事由により、その受ける報酬額に異動を
生じたものには、月額を支給するものにあつてはその日から、年額を支給す
るものにあつてはその月から新たに定められた報酬を支給する。

3 非常勤の職員が退職し、失職し、又は死亡したときは、月額を支給するも
のにあつてはその日（死亡したときは、その月）まで、年額を支給するもの
にあつてはその月まで報酬を支給する。

4 前3項の規定により報酬を計算して支給する場合は、月額を支給するもの
にあつてはその月の現日数を基礎として日割計算により、年額を支給するも
のにあつては月割計算により得た額並びに職に就いた日及び職を離れた日が
属する月の現日数を基礎とした日割り計算により支給する。ただし、いかな
る場合においても、重複して報酬を支給しない。

(重複支給の禁止)

第4条 一般職又は特別職の職員で常勤のものが非常勤の職員を兼ねるとき及
び議会の議員が次の各号に規定する非常勤の職員を兼ねるときは、その兼ね
る非常勤の職員として受けるべき報酬は、支給しない。

- (1) 都市計画審議会
- (2) 環境審議会
- (3) 民生委員推薦会
- (4) 青少年問題協議会

(費用弁償)

第5条 費用弁償による費用は、職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料並びに日当とし、その額は、次の各号に規定する額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料 丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（平成11年篠山市条例第55号）に規定する額

(2) 日当 市外の旅行について、1日につき2,200円

(報酬及び旅費の支給方法)

第6条 報酬及び旅費の支給及びその方法については、丹波篠山市職員の給与に関する条例（平成11年篠山市条例第53号）の適用を受ける職員の給与及び旅費の支給及びその方法の例による。

2 報酬の支給及びその方法について、前項の規定によることができない場合は、市長が別に定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月16日条例第239号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月1日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月1日条例第4号）抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の篠山市名誉市民条例等の一部を改正する条例の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月15日条例第13号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月20日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成12年6月20日条例第48号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日条例第66号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。ただし、情報公開審査会の規定は篠山市情報公開条例施行の日から施行する。

(施行の日＝平成13年4月1日)

(報酬の内払)

- 2 改正後の篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則 (平成12年12月28日条例第68号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年7月20日から施行する。

附 則 (平成13年3月14日条例第18号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月28日条例第37号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月14日条例第4号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月14日条例第20号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年10月15日条例第39号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月27日条例第46号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月14日条例第14号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日条例第39号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月1日条例第44号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年11月28日条例第52号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月4日条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月30日条例第29号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年12月14日条例第38号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月8日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第32号で平成17年7月1日から施行)

附 則 (平成17年3月11日条例第6号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月13日条例第33号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月12日条例第45号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月8日条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日条例第22号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日条例第24号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月16日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年6月13日条例第18号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則 (平成20年3月24日条例第17号)
この条例は、平成20年4月1日から施行する。
附 則 (平成20年9月9日条例第28号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則 (平成20年9月30日条例第32号) 抄
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則 (平成21年7月29日条例第26号) 抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成21年8月1日から施行する。
附 則 (平成21年9月10日条例第28号) 抄
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則 (平成22年3月26日条例第9号) 抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年3月26日条例第11号) 抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年12月24日条例第42号) 抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年12月24日条例第45号) 抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年12月24日条例第47号) 抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
附 則 (平成24年1月26日条例第2号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則 (平成24年3月16日条例第8号) 抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
附 則 (平成24年3月16日条例第13号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第36号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日条例第11号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

附 則 (平成26年3月26日条例第1号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月3日条例第19号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月22日条例第33号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月22日条例第35号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日条例第8号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日条例第9号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日条例第10号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(篠山市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

- 2 篠山市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (平成11年篠山市条例第52号) は、廃止する。

(経過措置)

- 4 在任特例期間においては、第1条の規定による改正後の篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁

償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年3月30日条例第14号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第17号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第20号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第21号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第25号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日条例第40号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月17日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第12号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第17号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の篠山市立ふれあい館等に関する条例の規定に基づく篠山市ふれあい館等運営審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例による改正後の篠山市立ふれあい館に関する条例第8条の規定により篠山市ふれあい館運営審議会（以下「新審議会」という。）の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、新審議会の委員としての任期は、旧審議会の委員としての任期の残任期間とする。

附 則（平成29年9月29日条例第27号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月7日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日条例第15号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月26日条例第38号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日条例第15号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(調整規定)

- 3 篠山市立たんば田園交響ホールの設置及び管理に関する条例及び篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例によってまず改正され、次いで市の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例(平成30年篠山市条例第36号)によって改正されるものとする。

附 則 (令和元年6月5日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年2月13日条例第4号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日条例第6号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月26日条例第23号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月1日条例第4号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日条例第9号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月5日条例第20号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年12月23日条例第31号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年6月27日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

区分		報酬の額
選挙管理委員会	委員長	年額 120,000円
	委員	〃 96,000円
	選挙長	1回につき 12,200円
	開票管理者	〃 12,200円
	開票及び選挙立会人	〃 10,100円
	投票管理者	午前7時から午後8時まで 14,500円
	〃	午前8時30分から午後8時まで 12,800円
	〃	午前8時30分から午後5時まで 9,400円
	投票立会人	午前7時から午後8時まで 12,400円
	〃	午前8時30分から午後8時まで 10,900円
〃	午前8時30分から午後5時まで 8,100円	
		ただし、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合は、任命権者が定める額
公平委員会	委員長	年額 89,000円
	委員	〃 73,000円
監査委員	代表委員	月額 78,000円
	委員	〃 45,000円
農業委員会	会長	月額 47,500円

	会長職務代理者	〃	38,500円
	委員	〃	35,000円
	農地利用最適化推進委員	〃	30,000円
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	9,400円
	委員	〃	8,100円
公務災害補償等認定委員会	委員	日額	4,000円
公務災害補償等審査会	委員	日額	4,000円
特別職報酬等審議会	委員	日額	4,000円
公正職務審査会	委員	日額	4,000円
公正職務相談員	相談員	年額	50,000円
自治基本条例検証委員会	委員	日額	4,000円
総合計画審議会	委員	日額	4,000円
財政持続的発展計画推進委員会	学識経験者	日額	30,000円以内
	その他の委員	日額	4,000円
行政不服審査会	学識経験者	日額	30,000円以内
	その他の委員	日額	4,000円
丹波篠山市出資法人経営審査委員会	委員	日額	4,000円
都市計画審議会	委員	日額	4,000円
丹波篠山市まちづくり審議会	委員	日額	4,000円
空き家等対策協議会	委員	日額	4,000円
情報公開・個人情報保護審査会	委員	日額	4,000円
入札監視委員会	委員	日額	4,000円

公契約審議会	学識経験者 その他の委員	日額 30,000円以内 日額 4,000円
原子力災害対策検討委員会	学識経験者 その他の委員	日額 30,000円以内 日額 4,000円
交通安全対策会議	委員	日額 4,000円
環境審議会	委員	日額 4,000円
丹波篠山市清掃センター公害調査委員会	委員	日額 4,000円
損害評価会	委員	日額 4,000円
農都創造審議会	委員	日額 4,000円
防災会議	委員	日額 4,000円
国民保護協議会	委員	日額 4,000円
福祉事務所	嘱託医	月額 85,700円
社会福祉審議会	委員	日額 4,000円
子ども・子育て会議	委員	日額 4,000円
子どものいじめ対策委員会	委員	日額 15,000円
看護師等修学資金貸与審査会	委員	日額 4,000円
民生委員推薦会	委員	日額 4,000円
介護認定審査会	会長・副会長・合議体長	日額 15,000円
	委員のうち 医師及び医療従事者	〃 12,000円
	委員（医師及び医療従事者を除く。）	〃 10,800円
障害支援区分認定審査会	委員長・合議体長	日額 15,000円
	委員のうち 医師及び医	〃 12,000円

	療従事者 委員（医師及 び医療従事 者を除く。）	〃 10,800円
手話施策推進委員 会	委員	日額 4,000円
人権尊重のあたた かいまちづくり審 議会	委員	日額 4,000円
児童館運営委員会	委員	日額 4,000円
改良住宅運営審査 会	委員	日額 4,000円
ふれあい館運営審 議会	委員	日額 4,000円
男女共同参画審議 会	学識経験者 その他の委 員	日額 30,000円以内 日額 4,000円
丹波篠山市国民健 康保険運営協議会	委員	日額 4,000円
国民健康保険診療 所医師	診療所長	月額 50,000円
介護保険事業運営 協議会	委員	日額 4,000円
地域医療検討委員 会	委員	日額 4,000円
休日診療所運営委 員会	委員	日額 4,000円
予防接種健康被害 調査委員会	会長 その他の委 員	日額 15,000円 日額 12,000円
丹波篠山市あさぎ り苑生活環境保全 委員会	委員	日額 4,000円
水道事業経営審議 会	委員	日額 4,000円

青少年問題協議会	委員	日額 4,000円
教育委員会	教育委員	月額 52,000円
社会教育委員	委員	日額 4,000円
文化財保護審議会	委員	日額 4,000円
伝統的建造物群保存地区保存審議会	委員	日額 4,000円
脊椎動物化石保護・活用委員会	委員	日額 4,000円
公民館運営審議会	委員	日額 4,000円
丹波篠山市立田園交響ホール運営委員会	委員	日額 4,000円
図書館協議会	委員	日額 4,000円
スポーツ推進委員	委員	日額 4,000円
ライブラリー運営委員会	委員	日額 4,000円
ふるさと創生奨学金審議会	委員	日額 4,000円
保育園・学校関係の非常勤の特別職	学校医・学校歯科医	年額 基礎額 200,000円（幼稚園にあっては100,000円、認定こども園にあっては173,000円） 園児、児童、生徒1人につき 300円（特別支援学校にあっては、500円）
	保育園嘱託医・保育園嘱託歯科医	年額 基礎額 73,000円 園児1人につき 300円
	学校薬剤師	年額 基礎額 31,000円 園児、児童、生徒1人につき 300円
	幼稚園長	月額 16,000円
	幼稚園教頭	〃 8,000円
教育支援委員会	委員	日額 4,000円
給食センター運営委員会	委員	日額 4,000円

丹波篠山市立小中 学校適正配置等審 議会	委員	日額 4,000円
----------------------------	----	-----------

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する
規則の制定について

1 改正の趣旨

学校給食を安全かつ安定的に提供するため、丹波篠山市立学校給食センター設置条例第5条及び第6条において、丹波篠山市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、運営に関する重要事項について審議・助言をいただいております。

運営委員会の構成については、丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則第6条に規定しています。構成員のうち「(2) P T A代表」につきましては、例年、丹波篠山市 P T A協議会から委員を選出いただき、運営委員会の委員としてご参加いただいているところです。

しかしながら、令和7年度当初に丹波篠山市 P T A協議会の事務事業の見直しが行われ、付随職による役員選出を行わないこととなりました。

運営委員会では、給食を喫食している児童生徒やその保護者の意見を反映し、より良い献立作成に生かしていくことが重要であることから、委員構成において保護者による委員の参画が必要と考えます。

一方で、委員構成において保護者による委員の参画が必要であるものの、保護者の意見を選出する母体となる団体は各校の P T A組織以外に存在せず、また各校 P T A組織においても付随職による委員選出が困難であることが判明しました。

このため、引き続き保護者からの意見をいただけるよう、市教育委員会が、地域や各学校での P T A 活動等を踏まえて、適切な人材を選出するべく、規則を改正するものです。

2 改正の内容

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則第6条において、「P T A代表」の文言を、「小・中・特別支援学校小学部中学部の保護者」の文言に改めます。

3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則

平成11年4月1日

教委規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市立学校給食センター設置条例（平成11年篠山市条例第82号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第2条 丹波篠山市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の運営及び学校給食事業については、丹波篠山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第3条 給食センターには次の職員を置くことができる。

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) 栄養教諭及び学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）
- (4) 調理員
- (5) 運転員
- (6) その他必要な職員

(職員の任務)

第4条 給食センター職員の任務は次のとおりとする。

- (1) 所長は、給食センターに属する事業を総括し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 事務職員は、給食センターの全般的な事務に従事する。
- (3) 栄養教諭等は、学校給食の栄養管理及び栄養指導、食に関する指導等を行う。
- (4) 調理員は、調理及び調理食品の分配、運搬車への積み込み、食品並びに器具機材の洗浄及び消毒、保管に従事する。
- (5) 運転員は、運搬車の運転、整備、保全等に従事する。ただし、必要に応じて、調理の補助及び施設の整備保全を行うことができる。

(事業)

第5条 給食センターの行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食の献立、調理
- (2) 給食に必要な物資の購入
- (3) 調理品の運搬

- (4) 給食用器具の洗浄、消毒、保管、運搬
- (5) 給食に関する文書の収受発送
- (6) 給食に関する会計経理
- (7) 調理場の設備の充実及び保全、食品等の衛生管理
- (8) 給食指導の計画実施及び家庭に対する啓発と連絡
- (9) 学校給食を正しく推進するための調査研究
- (10) 学校給食を通じた食育の推進
- (11) その他学校給食に必要な事項

(運営委員の構成)

第6条 運営委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学校長代表
- (2) PTA代表
- (3) 学校医代表
- (4) 学校給食指導担当
- (5) 学識経験者

(運営委員会の委員)

第7条 運営委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 委員長、副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、必要に応じ会議を招集し、主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは代理する。

(運営委員会の会議)

第8条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 運営委員会の会議は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席委員の過半数で決定する。

(学校給食費)

第9条 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費は、別表で定める。

2 学校給食費の一部は、給食センター運営費に充てることができる。

(職員の衛生管理)

第10条 所長は、常に職員の健康管理に留意し、毎月2回以上の検便を実施するものとする。

2 職員は身体衣服等を清潔に保ち、手洗いと消毒に万全を期し、伝染病、食中毒等の予防と異物の混入が生じないように常に注意しなければならない。

(献立表)

第11条 献立表の作成にあたっては、特に栄養所要量の確保、栄養比率の配慮、安全食の供給、価格の適正等を重視して立案しなければならない。

2 献立表は、学校及び児童生徒の家庭に配付して、学校給食及び食育に対する理解を深め、食材、栄養並びに食生活改善の理解に資するよう努めなければならない。

(調理作業)

第12条 調理作業は、栄養教諭等の指導する調理計画に基づき、衛生的かつ能率的に処理しなければならない。

(保存食)

第13条 保存食は、原材料及び調理済み食品ごとに清潔な容器に密封して2週間以上冷凍保存しなければならない。

(物資の発注)

第14条 給食物資の発注については、購入計画に基づき発注しなければならない。

2 学校給食に使用する食材については、地元産の使用に努めるものとする。

(検収)

第15条 納品に当たっては検収を厳正に行い、不適格品のあった場合は取り替え、返品又は登録の取り消しを行うことができる。

(分配)

第16条 各容器への分配は、清潔丁寧を旨とし分量、食品、内容に不足、不公平のないように留意しなければならない。

(運搬)

第17条 運搬にあたっては、特に安全と衛生に留意し、予定時刻に搬入するように努めなければならない。

(回収)

第18条 給食後の食器は必ずその日のうちに回収のうえ、員数を点検しなければならない。この場合において、破損紛失のあったときは、所長に報告するものとする。

(調理室の管理)

第19条 調理室の管理にあたっては、特に衛生と安全を重視し、常に清潔整頓が保持されなければならない。

2 作業中は、関係者以外の入室を禁止するとともに、作業時間外においてもみだりに入室を認めてはならない。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、事務処理その他必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
(学校給食費の特例)
- 2 学校給食を受ける者で、園児、幼児、児童及び生徒以外の者に対する別表の規定の適用については、令和6年4月分から令和7年3月分までの間、同表中「250円」とあるのは「279円」と、「280円」とあるのは「309円」とする。

附 則 (平成20年2月13日教委規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月16日教委規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月13日教委規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月22日教委規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月3日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日教委規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月19日教委規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年10月18日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年4月19日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年10月16日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の規定は、平成30年9月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月12日教委規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月7日教委規則第2号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	1食あたりの単価
幼稚園及び認定こども園の園児	230円
幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	250円
中学校の生徒及び職員	280円
特別支援学校の幼稚部幼児	230円
特別支援学校の小学部児童	250円
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員	280円
学校給食センターの職員	280円

備考

- 1 幼稚園若しくは認定こども園の園児又は特別支援学校の幼稚部幼児（以下「園児等」という。）で、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、市民税非課税世帯又は市民税所得割額が77,101円未満である世帯のものの学校給食費は、無料とする。
- 2 同一世帯において兄弟姉妹が2人以上いる場合の当該世帯の園児等の学校給食費は、2人目の園児等にあつては本表に定める額の半額とし、3人目以降の園児等にあつては無料とする。
- 3 第1項における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。
- 4 第1項の市民税所得割額の計算に当たっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。
- 5 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合におけるこの表の階層区分は、当該支給認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額により判定するものとする。

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

1 制定の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」といいます。）の一部改正により、0歳6か月から3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園給付制度として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設され、令和8年度から全国の自治体で本格実施となります。

この事業を実施するため、法第34条の16第1項の規定に基づき、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に準ずる形で、新たに制定しようとするものです。

2 制定の概要

市町村の認可事業として位置付けられた乳児等通園支援事業について、適正な事業運営及び支援の提供等を確保するため、設備及び運営の基準に関し必要な事項を規定します。国の示す基準をもって市の基準とします。

主な規定内容

- (1) 人権配慮や外部評価の実施等の一般原則（第5条）
- (2) 非常災害対策及び安全計画の策定に関する事項（第6条・第8条）
- (3) 利用乳幼児を平等に取り扱う原則及び虐待等の防止に関する事項（第12条・第13条）
- (4) 衛生管理等に関する事項（第14条）
- (5) 設備及び職員配置の基準に関する事項（第21条・第22条・第25条）

3 施行期日

公布の日

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【制度の目的】

全ての子どもを育ちを応援し、子育て家庭への支援を強化するため、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため創設されました。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就 労 要 件 あ り	保育園、認定こども園等 ※公立保育園は3歳児まで						小学校
就 労 要 件 な し	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; width: 60%;"> 乳児等通園支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労要件を問わない ・0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象 ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位での柔軟な利用 ・保育園や幼稚園に限らず、認可外保育施設や子育て支援施設等で実施可 </div> <div style="display: inline-block; width: 35%; vertical-align: top; padding: 5px; margin-left: 10px;"> 幼稚園 ※幼稚園終了後は、預かり保育事業を実施 </div>						
	一時預かり・ファミリーサポート事業・病児保育事業 ・子育て中の保護者が就労、家事、病気、リフレッシュなどで保育できないときに一時的に子どもを預かる事業						
	子育てふれあいセンター等地域子育て支援拠点施設 ・子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供						

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について

1 改正の趣旨

令和 7 年 9 月 10 日に児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）が公布され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われました。また、令和 7 年 9 月 16 日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 82 号）が公布され、保育所等における健康診断については、0 歳児から 2 歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討がなされ、保育所等におけるこどもの健康管理の円滑な実施に資するよう改正が行われました。

つきましては、この規定を定める丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年篠山市条例第 21 号）、丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年篠山市条例第 22 号）及び丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年篠山市条例第 23 号）について、児童福祉法の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の改正内容に沿って一部改正を行います。

2 改正の概要

(1) 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第 1 条関係）

ア 保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等の創設

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下施設・事業を通報義務等の対象として追加された。

【参考】対象施設・事業（丹波篠山市関係分）

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業

(2) 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(第2条関係)

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (第3条関係)

ア 保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等の創設

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を通報義務等の対象として追加された。

【参考】対象施設・事業 (丹波篠山市関係分)

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業

イ 地域限定保育士の一般制度化

国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107号) に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、特定の都道府県又は指定都市のみにおいてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 上に創設された。

【参考】

地域限定保育士は、国家戦略特別区域において実施される保育士試験に合格することで取得できる資格です。この資格を持つ保育士は、試験に合格した地域 (自治体) でのみ3年間働くことができますが、4年目以降は全国どこでも働けるようになります。

※地域限定保育士は、特定の地域でのみ働くことができる保育士資格で、保育士不足の解消を目的とした制度

ウ 保育所等におけるこどもの健康管理の円滑な実施 (第2条関係)

- ・母子保健法 (昭和40年法律第141号) に基づく、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされ、また、この場合において、保育所等の長等は、その乳幼児健診の結果を把握しなければならないこととされた。

3 施行期日

公布の日

○丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例

平成26年10月3日

条例第21号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第4章 雑則（第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。
- (10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
- (17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。
- (19) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (20) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (21) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (22) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (23) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (24) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をい

う。

(25) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(26) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(27) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの

区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・

保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるものに対する副食

の提供

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、当該区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める者に対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 次のa又はbに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども及びその兄弟姉妹が同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者

a 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども

b 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもで、満4歳以上のもの

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもで、満3歳のもの 負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・

保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定

子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条 削除

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内

容等を記録しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。」

以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）」

が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総

理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、

あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育所事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確

保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

7 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、

第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- 9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
- 11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

- 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供

を行わない日

- (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の

記録

- (3) 次条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」についてと、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付

費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地